

■ 消防署への届出もオンラインで対応が可能となりました。

川崎市では、来庁することなく、いつでも、どこからでも手続きができるよう、令和5年4月から「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」等を活用し、行政手続を原則オンラインで申請できるようになりました。

オンライン手続一覧

ポータルサイトの「申請できる手続き一覧」から、現在オンラインで申請可能な手続を一括して検索することができます。

[ポータルサイトトップページ](#) [外部リンク](#)



※[市ホームページ](#)でも一覧を掲載しています。



詳細については、右記QRコードにてホームページを御確認ください。

・ [川崎市ホームページ](#)



■ 既存の建物に入居する際は、消防法・建築基準法等を事前に確認！

既存の建物内で、新たに社会福祉施設を開設する場合、その建物に消防用設備等の追加設置が必要となる場合があります。

また、建物によっては、構造等が社会福祉施設として適当でない場合があります。



消防用設備等が適正に設置されていないと、火災時に利用者の安全を確保することができなくなってしまいます。消防職員が立入検査で確認した場合は、消防法令違反として指導・公表の対象となりますので、施設の円滑な運営のためにも管轄消防署で**事前に相談**していただくようお願いいたします。**特に一般住宅を社会福祉施設に改装する場合は、十分御注意ください。**

また、建物構造等が福祉施設に適合するものであるか、計画段階で建築士等に確認するようお願いします。

建築基準法の改正により、既存建築ストックを福祉施設に活用しやすくなりましたが、他の法令の規制もありますので、開設・移転前に、必ず御相談ください。



■ 重大な違反があるとホームページで公表されてしまいます！

公表制度とは

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、利用を判断できるよう、消防関係法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

公表対象となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、**老人ホームなど**不特定多数の人が出入りする建物

※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、**(6)項**、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる建物

公表方法と公表内容は

●公表方法

川崎市ホームページ

(<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>)



●公表内容

建物名称、所在地、違反の内容



公表対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の場合



■ 住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
(春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)

反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう!

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も**交換**しましょう!

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で
確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。

新しく交換する際は、生活に適した機器を!

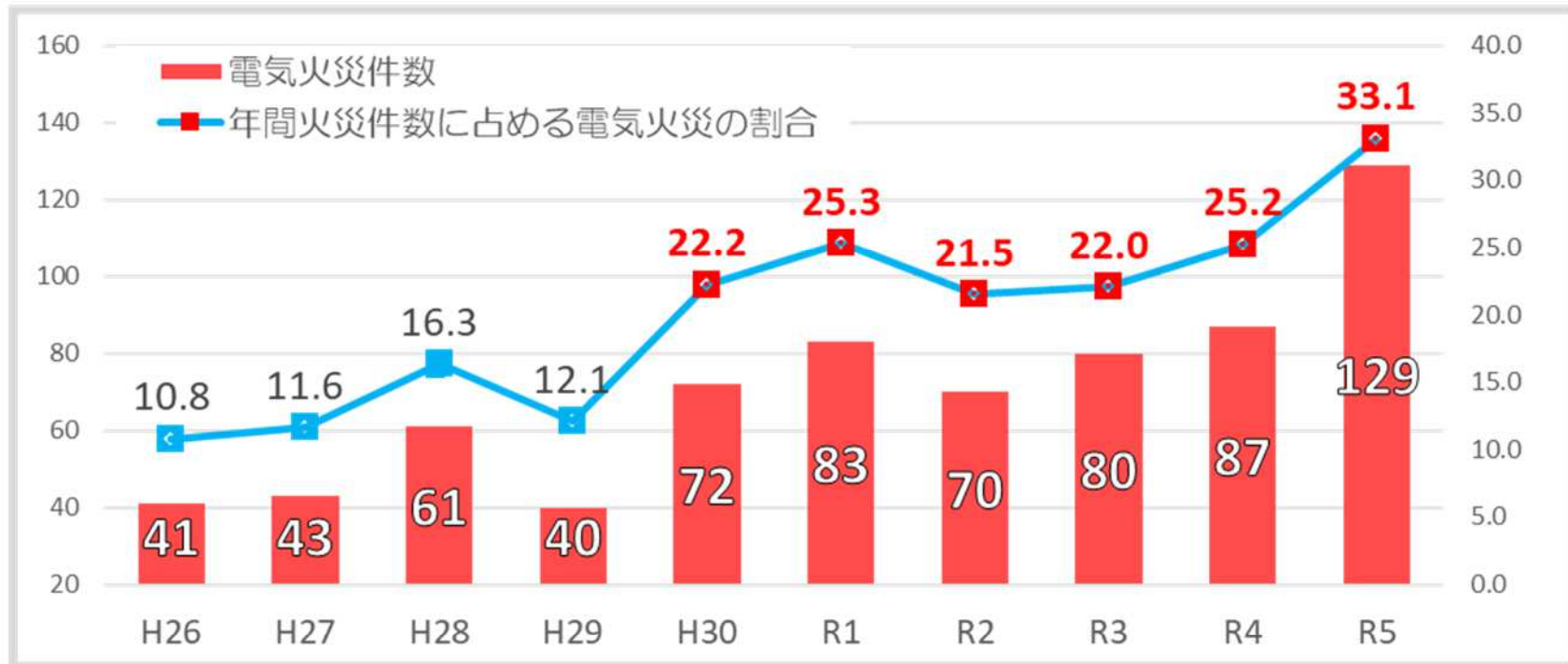
火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を検討しましょう。



■ 電気火災が増加しています！

電気火災とは、その名のとおり、電気機器などが原因で発生する火災ですが、近年、増加傾向となっています。

川崎市内における過去10年間の電気火災件数



電気火災の主な発火源



1位 電気コード (87件)

2位 電池 (83件)

3位 プラグ (80件)

電気コード、電池、プラグが発火源となった火災だけで、過去10年間に川崎市内で2億円以上の損害が計上されています。



■ 電気火災が増加しています！

電気火災を防ぐポイント

- 電気コードを束ねたり、重いものの下敷きになっている状態で使用しない。
- 電気コードが傷んでいる場合は使用を控える。
- リチウムイオンバッテリーに衝撃が加わることによって火災になることがあります。日頃から取扱いに気をつけましょう。
- 電池を使用する製品は、取扱説明書どおりに使用する。非純正品のバッテリーが原因となった火災も多数発生しています。
- 異常がある場合は使用をやめて、メーカーや販売店に相談する。
- 定期的にプラグを抜いて、付着したほこりなどを掃除する。
- プラグはしっかりと差し込んだ状態で使用する。
- プラグに変形がある場合は使用を控える。



■ 正しく点検し、停電時に備えましょう！

自家発電設備の点検方法が改正されました。

※平成30年6月1日施行

改正前の問題点

負荷運転実施の際、**商用電源を停電**させなければ実負荷による点検ができない場合がある。
また、屋上や地階など自家発電設備が設置されている場所によっては**擬似負荷装置の配置が困難**となり、装置を利用した点検ができない場合がある。

これらの問題を解消するために、従来の点検方法のあり方を科学的に検証し、改正を行いました。

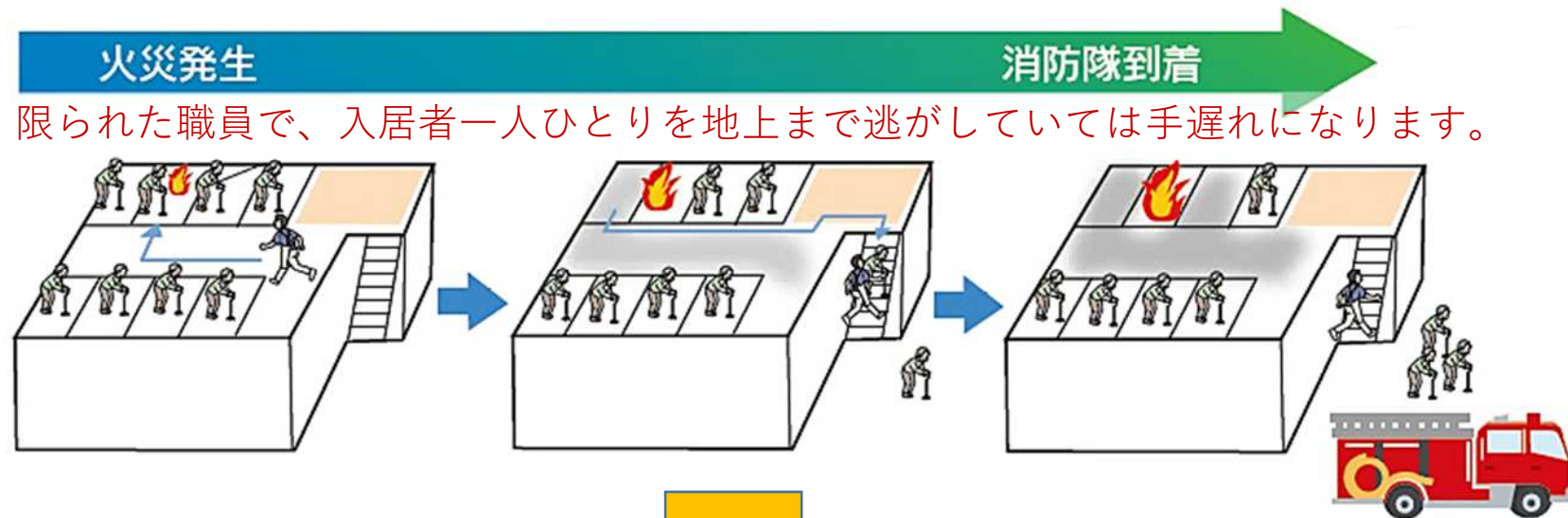


・消防庁ホームページ
・リーフレットなど

行政からの依頼を騙ったり、罰則を例に挙げての脅し等、不適切な点検が見受けられます。いつもの業者と思いこまず確認し、高圧的なら警察へ連絡しましょう。

消防局からのお知らせ

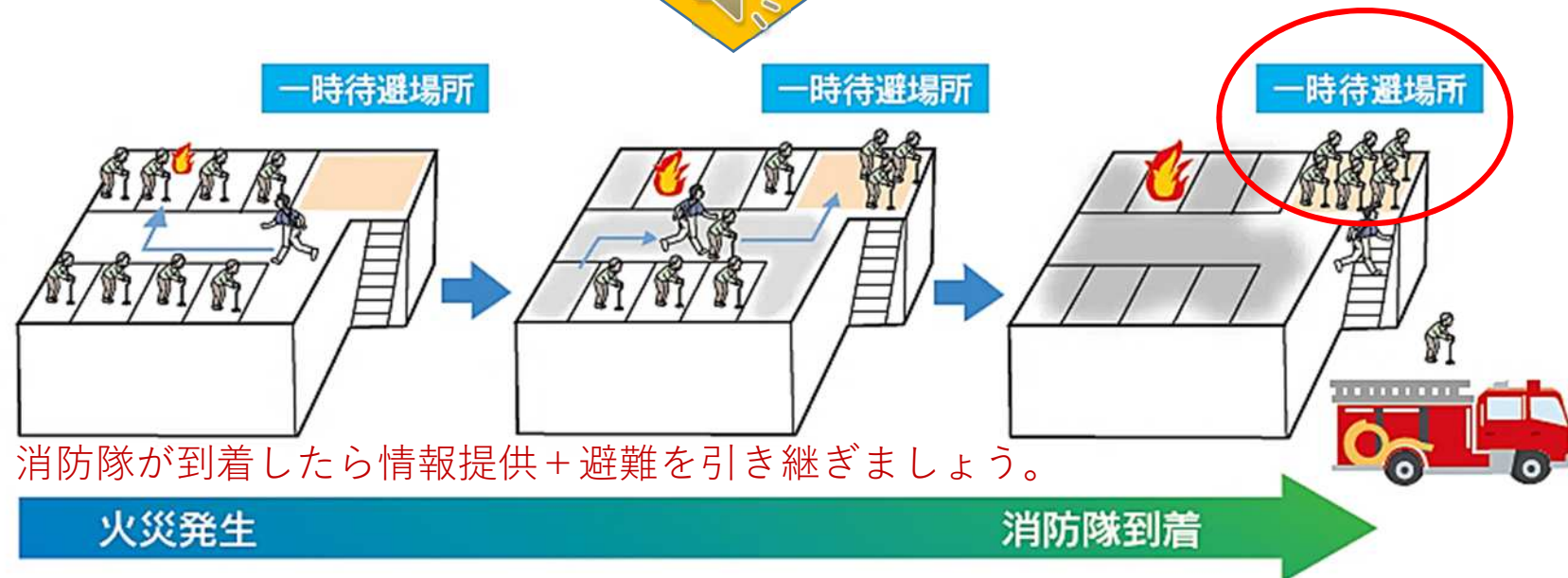
従来の避難



まずは火災室とは対角の居室、階段室などへ避難させ時間を稼ぎましょう。

水平避難

(一時待避場所経由)



■ 人手が少ない夜間での避難をイメージしておきましょう！



市境での携帯による119は、
近隣都市経由の通報になり、時
間が遅れるので注意が必要です。



現場の確認時は、消火器を持参
⇒火災を確認してから消火器を探
すのでは遅いです。



木製の扉であっても煙を防げる
ので、必ず閉鎖して避難しま
しょう。



廊下の開口部は開放し、煙を逃がし
ましょう。（火災が拡大しそうなら
やめましょう。）

日ごろからのイメージが大切です。皆様の施設に応じた避難方法を検討
しておきましょう。

